

○厚生労働省令第四号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項及び第十三項、第二十二條第四項、第七十七條第一項並びに第七十八條第一項並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四条第十項及び第三十四条の規定に基づき、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十五年一月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第一条 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

目次中「第六十五条の十」を「第六十五条の九の三」に、「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第六條の七第一号中「につき」を「又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第一条で定める疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるもの（以下この号において「身体障害者等」という。）につき」に、「当該身体障害者」を「当該身体障害者等」に改める。

第六條の十七の見出し中「第一条第一号」を「第一条の二第一号」に改め、同条中「障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第一条第一号」を「令第一条の二第一号」に改める。

第六條の十八（見出しを含む。）中「第一条第二号」を「第一条の二第二号」に改める。

第六條の十九（見出しを含む。）中「第一条第三号」を「第一条の二第三号」に改める。

第九條第二号中「第七十七條第一項第一号」を「第七十七條第一項第三号」に改める。

第十二條の二中「当該障害者又は障害児の保護者」を「当該障害者」に改める。

第三十二條の七第一項第六号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第三十四條の二十四第一項第十三号中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第三十四條の三十三第一号中「第七十七條第一項第一号」を「第七十七條第一項第三号」に改める。

第三十四條の五十九第一項第六号及び第二項第一号中「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に改め、同項第二号中「第八十九條の二第一項」を「第八十九條の三第一項」に、「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

第三十五條第一項中「第一条第一号」を「第一条の二第一号」に改める。
第三十六條第二号中「第一条第二号」を「第一条の二第二号」に改める。
第六十五條の十の前に次の一条を加える。

（市町村の地域生活支援事業）

第六十五條の九の三 市町村は、法第七十七條第一項各号に掲げる事業のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第七十七條第一項第六号に掲げる事業 当該事業において意思疎通支援を行う者の派遣を行うに当たっては、少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うこと。

二 法第七十七條第一項第七号に掲げる事業 当該事業において意思疎通支援を行う者の養成を行うに当たっては、少なくとも手話（特に専門性の高いものを除く。）に係るものを行うこと。

第六十五條の十（見出しを含む。）中「第七十七條第一項第一号」を「第七十七條第一項第三号」に改める。

第六十五條の十の二（見出しを含む。）中「第七十七條第一項第一号の二」を「第七十七條第一項第四号」に改める。

第六十五條の十一の見出し中「第七十七條第一項第二号」を「第七十七條第一項第六号」に改め、同条中「第七十七條第一項第二号」を「第七十七條第一項第六号」に、「要約筆記等」を「要約筆記、触手話、指点字等」に改める。

第六十五條の十二の見出し中「第七十七條第一項第二号」を「第七十七條第一項第六号」に改め、同条中「第七十七條第一項第二号」を「第七十七條第一項第六号」に、「手話通訳等」を「意思疎通支援」に改める。

第六十五條の十三（見出しを含む。）及び第六十五條の十四（見出しを含む。）中「第七十七條第一項第四号」を「第七十七條第一項第九号」に改める。

第六十五條の十四の三の次に次の一条を加える。

（都道府県の地域生活支援事業）

第六十五條の十四の四 都道府県は、法第七十八條第一項の規定による事業において特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行うに当たっては、当該養成及び派遣については少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指点字に係るもの、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うものとする。

第六十五條の十五中「会議の設置」の下に「、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」を加える。

第五章の章名中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第七十條の表第三十四條の六十四の項の次に次のように加える。

第六十五條の十四の四		都道府県	指定都市
派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整		派遣	派遣
当たっては、当該養成及び派遣については、		当たっては、	当たっては、
、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行う		を行う	を行う

第七十条の表第六十五条の十五の項中欄中、「会議の設置」の下に、「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」を加え、同項下欄中、「相談支援事業」の下に、「並びに特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣」を加える。

第七十一条の表第三十四条の六十四の項の次に次のように加える。

第六十五条の十四の四		都道府県	中核市
派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整	当たっては、当該養成及び派遣については、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行う	派遣	派遣
	当たっては、当該養成及び派遣については、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行う	当たっては、	を行う

第七十一条の表第六十五条の十五の項中欄中、「会議の設置」の下に、「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」を加え、同項下欄中、「相談支援事業」の下に、「並びに特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣」を加える。

附則第一条の二中、「法附則第二十二條第一項」を、「平成二十四年三月三十一日において法附則第二十一條第一項」に、「特定旧法受給者」を、「特定旧法指定施設に入所していた者であつて、同年四月一日以後引き続き当該特定旧法指定施設であつた施設に入所しているもの」に改める。

別表第一号中、「福岡県及び佐賀県」を、「福岡県及び佐賀県並びに大分県及び熊本県並びに鹿児島県」に、「福岡県及び佐賀県」を、「福岡県及び佐賀県並びに大分県及び熊本県並びに鹿児島県」に改める。

別表第二号から別表第七号まで中、「福岡県及び佐賀県」を、「福岡県及び佐賀県並びに大分県及び熊本県並びに鹿児島県」に改める。

(厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正)

第二条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の特例に改め、同条第一項各号列記以外の部分中、「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業」を、「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」に、「自立訓練（障害者自立支援法）を「自立訓練（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」に、「提供」を、「又は児童発達支援（児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは放課後等デイサービス（同法第六条の二第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）以下、自立訓練等」といふが提供」に、「自立訓練を受けること」を、「自立訓練等を受けること」に、同法第四条第一項」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項」に、「に対して」を、「又は障害児（以下、障害者等」といふ。）に対して」に、「自立訓練と」を、「自立訓練等」とに、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、事業所をいう。の下に、「又は基準該当児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第百十五号）以下、指定通所支援基準」といふ。）（第五十四条の二第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。）若しくは基準該当

放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第七十一条の二第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。）を加え、の規定」を、「並びに指定通所支援基準第二章第五節（第五十四条の五）（第六十一条第一項、第三項、第五項及び第六項並びに第二十七条の規定を準用する部分に限る。）を除く。）及び第四章第五節（第七十一条の四）（第六十一条及び第七十条（第一項を除く。）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定」に、「適用しない」を、「適用せず、指定通所支援基準第五十四条の五において準用する指定通所支援基準第二十七条中、「児童発達支援計画」とあるのは、「基準該当児童発達支援計画」とし、指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第二十七条中、「児童発達支援計画」とあるのは、「基準該当放課後等デイサービス計画」とする」に改め、同項第一号、第二号及び第四号中、「自立訓練」を、「自立訓練等」とに、「障害者等」に改め、同項第五号中、「自立訓練と」を、「自立訓練等」とに、「障害者等」を、「障害者等」とに改め、をいう。の下に、「障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）」を加える。

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第三条 次に掲げる省令の規定中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八條第三号、第百六条第一項第二号及び第二項第一号、第百七条第二号並びに第百八条第一号
- 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六條第三号、第九十六條第一項第二号及び第二項第一号、第九十七條第二号並びに第九十八條第一号
- 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第九條第三号
- 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十條の三第三項第一号
- 社会保険診療報酬請求審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）第四条の表二の項
- 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）第十三條第二号ホ
- 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第一条第三号
- 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項第二号
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十年労働省令第二十号）第一条第二項第一号
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二条第十三号
- 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）第一条第一号
- 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）第一条第四十号及び第四十一号
- 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第二条第二号及び第十三号
- 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）第一条第二項第四号
- 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六十四條第二項第三号、第六項及び第八項第二号、第六十四條の二第二項第二号及び第三号並びに第七十條の五第三号及び第四号
- 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）附則第五條第四号、第五号の二及び第七号
- 介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）第一条第一項
- 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令百五十三号）第四条の二第三号

十九 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）第二十六条第一項第二号及び第二項第二号

二十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成二十四年厚生労働省令第百三十二号）第二条第二号

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第四条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の六第一項第五号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十八条の八第一号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第七十七条第一項第一号」を、「第七十七条第一項第三号」に改める。

第十八条の二十五第一号中、「障害者自立支援法施行令」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第十八条の二十六第一項第三号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第四号中、「障害者自立支援法第七十六条第一項」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項」に、「障害者自立支援法第五十二条第二項」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第二項」に、「障害者自立支援法第五十一条」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条」に、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第二十五条の十七第一項中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十五条の二十六の六第二項第二号中、「障害者自立支援法第八十九条の二」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三」に、「自立支援協議会」を、「協議会」に改める。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第五条 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中、「障害者自立支援法第五十二条第三項」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第三項」に、「障害者自立支援法施行令」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第二号」を、「第一条の二第二号」に改める。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第六条 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、同条第二号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第七条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第三号、第二十七条の十二第三号並びに第二十七条の十五第一項第二号及び第二項第一号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第一号の三中「脳神経外科診療法」を、「脳神経外科診療法及び脳神経外科診療法」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成十八年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の七第五号中、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第九条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第四号、第八十三条の三第二号、第九十八条第四号並びに第百十三条の二第二号及び第三号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第百七十条第一項及び第二項第八号中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第九号中、「障害者自立支援法第二十九条第一項」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項」に、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の一部改正）

第十条 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条中、「障害者自立支援法施行令」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一条中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条第十二号中、「障害者自立支援法施行令」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第四十九条中、「障害者自立支援法施行規則」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第百三十二条第一項中、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附則第七條第一項第一号中、「第八十九条第二項第一号」を、「第八十九条第二項第二号」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十二条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四条第一項第二号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第十一条第一項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第十九条第三項第三号イ中、「障害者自立支援法施行令」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

年厚生労働省令第百七十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二條第三号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正)

年厚生労働省令第百七十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十五条 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

十六條 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第九条第一項第一号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第十七条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号、第六十一条第二号及び第六十八条第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様は第三号中「障害者自立支援法」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十八条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第三条第三項 第四十七條第三項及び第四十九條第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第五十四条の六中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

附則第二条中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等

に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十九条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四條第四項中（除

めの法律」に、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害者支援施設等

設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二十三条 第四十四条第三項及び第四十六条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第五十二条第四項中、「障害者自立支援法」を、「障害者の日」

るための法律」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

第二十条 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一条第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

第二十一条 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一条第二号中「法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号。以下「法」という。)」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。